

## 特別支援学校の寄宿舎あり方検討の状況

特別支援教育課

## 1 現状と課題

○ 設置校数	: 15/18 校	* 設置率 (H29) 本県 83.3% (全国 1 位)	寄宿舎指導員 214 人
○ 利用者数	: 320 人	* 中高利用率 (R1) 20.4% (全国 6 位)	高等部生が約 7 割
	(R5)	* H24 年度の 440 人から年々減少 (スクールバスの整備等による)	

## ○ 設置根拠

- ・学校教育法 78 条：「特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない」
- ・同逐条解説：設置義務は「通学困難な児童生徒のため…必要との考えによる」

## ○ 寄宿舎での生活（主な指導内容）

グループ（約 8 人）ごと担当指導員（約 4 人）を配置。個々のニーズに応じた学習面・生活面の指導を行い、社会性を身に付ける。（学習・食事・睡眠・排せつなどの指導、グループ活動 等）

## ○ 主な課題

- ① 寄宿舎の役割
  - ・福祉サービスの充実等の社会情勢を踏まえた寄宿舎の役割の再検討が必要
- ② 入舎基準
  - ・入舎の基準が学校ごとに判断されており、利用実態が学校によって異なる
- ③ 教育環境の充実
  - ・指導員として必要な研修内容をまとめた研修体系が必要
  - ・施設・設備は暗く狭隘で、バリアフリー等の環境が整っていない

## 2 課題に対する取組

## ○ 寄宿舎あり方検討委員会による検討（県特別支援学校整備基本方針に基づく検討）

（この他に寄宿舎あり方協議会（学校教員等）で具体的な検討を実施）

- <目的> 児童生徒の自立・社会参加に向けた寄宿舎のあり方について検討
- <構成員> 中川村教育長、松本大学教授、（社福）森と木相談員、学校関係者 他
- <検討事項> 上記 1 の課題①～③など
- <主な意見> ・家庭に課題がある子を支援する役割も重要で、福祉との連携が必要
- ・入舎の優先順位を示し、保護者理解を得ることが大切
- ・児童生徒の障がいの状態に応じた支援が重要

### 3 あり方検討委員会等の検討を踏まえた今後の方向について

#### ① 寄宿舎の役割について

- ・ 特別支援学校で学ぶ児童生徒の教育機会の保障
- ・ 入舎生の自立と社会参加につながる力の育成

#### ② 入舎基準の統一について

以下の方向で基本部分を全県で統一し、令和8年度入舎生から運用開始できるよう、各校にて入舎規程を定める。

##### ○入舎対象者

- ・ 寄宿舎への入舎を希望（承知）し、寄宿舎での支援を通して安全に過ごすことができる児童生徒のうち、以下に該当する者

##### A 教育機会の保障のための入舎

- ① 遠距離のため通学が困難な児童生徒
- ② 遠距離以外の事情により、毎日の安定的な通学が困難な児童生徒

##### B 自立支援のための入舎

- ・ 自立と社会参加に向けた力の育成のため、寄宿舎における支援が必要であると認められる児童生徒

#### ③ 教育環境の充実について

- ・ 寄宿舎指導員の研修体系「魅力あふれる寄宿舎を目指して」を令和3年度に策定済
- ・ 統一した個別の指導計画の活用
- ・ 生活習慣の確立や社会的自立に向けた支援の充実のために、現代の生活様式に合った設備を整えるとともに、安全安心で心地よい環境づくりを進めていく

### 【参考】

#### 全国の状況

##### ○ 寄宿舎利用率（R1）

	0～5%	5～10%	10～20%	20～30%	30%以上	平均
都道府県数	18	15	8	5	1	7.3%

長野 20.4

##### ○ 寄宿舎の設置目的（H29 調査：39 都道府県が回答）

	通学保障	自立支援	家庭支援
都道府県数	39/39 (100%)	12/39 (30.8%)	15/39 (38.5%)

